

## 犯罪収益移転防止法（令和4年12月改正）の概要

**ポイント1** 令和4年12月改正により司法書士等の士業についても、取引時確認の事項が追加されることとなった（令和6年6月までに施行予定）。

### 令和4年12月改正犯罪収益移転防止法（令和6年6月までに全面施行予定）

#### 主な変更点

- 士業者が行う取引時確認に係る確認事項の追加等
- 外国為替取引及び電子決済手段の移転に係る通知事項の追加
- 外国所在暗号資産交換業者との契約締結時の厳格な確認
- 暗号資産の移転に係る通知義務を課す規定の整備

**ポイント2** 司法書士等の士業に対して追加された確認事項は次の3点。

- ① 取引を行う目的
- ② 職業（自然人の場合）又は事業内容（法人の場合）
- ③ 実質的支配者（法人の場合）

※ 司法書士の場合、「資産及び収入の状況」の確認についての法律上の義務は課せられていないが、必要に応じて確認を行うケースもある。

※ 「本人特定事項」（いわゆる「本人確認」）については、これまでも確認が義務づけられていたところ、改正法施行後は少なくとも上記①～③の事項の確認義務があることになる。

※ 宅建業者は平成23年改正以降、以下計5点の確認が義務づけられている。

- ① 本人特定事項
- ② 取引を行う目的
- ③ 職業（自然人の場合）又は事業内容（法人の場合）
- ④ 実質的支配者（法人の場合）
- ⑤ 資産及び収入の状況（「ハイリスク取引」（★）に限る）

★「ハイリスク取引」とは・・・

- ・なりすまし又は虚偽申告が疑われる場合等
- ・イラン及び北朝鮮に居住する者との取引等
- ・外国において重要な公的地位にある者（いわゆる「外国PEPs」）との取引

## 《特定事業者と義務の概要》

義務付けられた措置 特定事業者 【法2条2項】※	取引時確認 【4条】	確認記録の 作成・保存 【6条】	取引記録等の 作成・保存 【7条】	疑わしい取引の届出 【8条】	取引時確認等を的確に 行うための措置 【11条】
金融機関等 (1号～38号)					
ファイナンスリース 事業者(39号)					
クレジットカード事 業者(40号)	<p><b>特定業務のうち特 定取引等を行うに 際しては、顧客等 の</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人特定事項</li> <li>・取引を行う目的</li> <li>・職業・事業内容</li> <li>・実質的支配者</li> <li>・資産及び収入の 状況(ハイリスク 取引の一部)</li> </ul> <p>取引時確認を行っ た場合には、直ち に取引記録等を作 成し、特定取引等 に係る契約が終了 した日等から7年 間保存しなければならない</p>	<p><b>取引時確認を行っ た場合には、直ち に取引記録等を作 成し、特定取引等 に係る契約が終了 した日等から7年 間保存しなければならない</b></p>	<p><b>特定業務に係る取 引を行った場合に は、直ちに取引記 録等を作成し、取 引の行われた日か ら7年間保存しな なければならない</b></p>	<p><b>特定業務において収 受した財産が犯罪による 収益である疑いがあり、 又は 特定業務に関し顧客が マネー・ロンダリング を行っている疑いがあ ると認められる場合に おいては、速やかに届 出なければならない</b></p>	<p>取引時確認をした事項に 係る情報を最新の内容に 保つための措置を講ずる ほか、使用人に対する教育 訓練の実施、取引時確認等 の措置の実施に関する規 程の作成、統括管理者の選 任等の措置を講ずるよう 努めなければならない (※)</p>
カジノ事業者 (41号)					
宅地建物取引業者 (42号)					
宝石・貴金属等取扱 事業者(43号)					
郵便物受取サービ ス業者(44号)					
電話受付代行業者 (44号)					
電話転送サービ ス業者(44号)					
司法書士(46号)					
行政書士(47号)					
公認会計士(48号)					
税理士(49号)					
弁護士(45号)	<p>司法書士等の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる【12条】</p>				<p>司法書士等の例に準じて 日本弁護士連合会の会則 で定めるところによる 【12条】</p>

※ カジノ事業者については、特定複合観光施設区域整備法において別途その義務が定められている。